

第 22 期愛知海区漁業調整委員会

第 21 回 会 議 議 事 録

令和 6 年 2 月 21 日
海区漁業調整委員会委員室

日	時	令和6年2月21日(水) 午前10時30分から午前11時00分まで			
場	所	海区漁業調整委員会委員室(西庁舎5階)			
議	題	第1号議案	いわし船びき網漁業等の許可等に関する取扱方針の一部改正について(諮問)		
		第2号議案	いわし船びき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)		
		第3号議案	くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)		
		第4号議案	角建網漁業、つぼ網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示について(指示)		
出席委員	山下三千男 中根 静夫 鈴木 敏且 長谷川桂子	黒田 勝春 吉武 正康 鈴木 輝明	鈴木 惣和 小林 俊雄 小林 清和	山本 昌弘 榊原 満男 岩田 靖宏	
事務局職員			書記長 主 査 非常勤職員	鈴木 照夫 黒田 拓男 井上 容子	
農業水産局	水産振興監 水産課 " " " " "		課長 担当課長 課長補佐 課長補佐 技 師 技 師	岡本 俊治 柴田 晋作 坂口 泰治 大橋 昭彦 荒川 哲也 荒木 克哉 和地 柚貴	

事務局（鈴木）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案の以上6種類でございますが、過不足はございませんでしょうか。</p> <p>〔資料確認〕</p> <p>それでは、ただ今から第21回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。</p> <p>最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長（山下）	<p>第21回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。</p> <p>本日は、議案4件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力いただくことをお願いいたします。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、岡本水産振興監から御挨拶をお願いします。</p>
水産振興監	<p>第21回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、お忙しい中、また足下のお悪い中、御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>さて、立春も越えまして、暦の上では春と言いますけれども、異常気象のような非常に暖かい日がいりまして、冬の漁の方に悪</p>

	<p>い影響がないか心配しておるところであります。</p> <p>しかしながら、ノリの養殖につきましては、年明けずっと単価の高いいい状況が続いております、組合により差はありますけれど、まずまずであります。</p> <p>また、もう一つの冬の漁の代表でありますトラフグにつきましても今年は資源量が多く、平年と比べて倍くらいと聞いております。今後、気候変動が心配されますが、豊漁になっていることを祈念しております。</p> <p>本日は会長の御挨拶にもありましたように、議案4件と伺っております。委員の皆様には慎重審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定員15名のうち、13名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。</p>
	<p>それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして山下会長に議長をお願いいたします。</p>
会長（山下）	<p>私が議長を務めますので、よろしく願いいたします。</p> <p>では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、岩田委員、鈴木敏且委員をお願いいたします。</p>
	<p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>第1号議案の「いわし船びき網漁業等の許可等に関する取扱方針の一部改正について」水産課から説明をお願いします。</p>
水産課（荒川）	<p>第1号議案「いわし船びき網漁業等の許可等に関する取扱方針の</p>

一部改正について」について御説明いたします。

資料1 ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。

「諮問文朗読」

資料2 ページ、別紙を御覧ください。

それぞれの取扱方針の一部改正につきまして御説明いたします。

1のいわし船びき網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について、(1)の概要につきましては、取扱方針の第2(2)において規定される許可又は起業の認可をすべき船舶の数を変更するものでございます。

(2)の考え方につきましては、漁業法改正後2回目以降の許可の一斉更新から、許可に空き枠が生じている漁業については、漁業団体等の意見を聞いて定数の見直しを検討して参りますと昨年6月15日開催の本委員会において御説明させていただきました。

(3)の一部改正の理由について、当該漁業につきましては取扱方針で定める定数が175隻のところ、現在の許可数は173隻となっており2隻の空き枠が生じております。

廃業見合いの新規許可については、例年9月に許可又は起業の認可を行うために許可申請の公示をしてまいりましたが、当該漁業の申請はこれまでありませんでした。

定数について検討しましたところ、今後、新規許可申請の見込みはなく、また、近年の資源状況や漁家経営の状況を考慮すると、定数を減らすことが妥当だと考えられることから、当該漁業の一斉更新を迎えるにあたり定数を現在の許可数とすることとします。

次に2の「漁業に関する協定」第3条第5項の規定に基づくきすこぎさし網漁業及びきす流網漁業の許可に関する取扱方針の一部改正について、(1)の概要につきましては、取扱方針の第2(2)において規定される許可又は起業の認可をすべき船舶の数を変更するものでございます。

(2)の考え方について、当該漁業につきましては、平成23年11月25日に三重県と締結されました漁業に関する協定において、当時、愛知県海域で操業実態のあった三重県さし網漁業者のみに対して行われた漁業許可であり、新規許可は認めず更新のみを認める許可であることから、一斉更新の際には、定数を更新時の許可数に見直す必要があります。

(3)の一部改正の理由について、当該漁業につきましては、取扱方針で定める定数が28隻のところ、現在の許可隻数は24隻となっておりますので、一斉更新を迎えるにあたり定数を現在の許可数とすることとします。

改正の内容につきましては、資料3ページの新旧対照表を御覧ください。

いわし船びき網漁業の許可等に関する取扱い方針第2(2)の許可又は起業の認可をすべき船舶の数を現在の許可数である173隻へ改正するものでございます。

次に資料4ページを御覧ください。

「漁業に関する協定」第3条第5項の規定に基づくきすこぎさし網漁業及びきす流網漁業の許可に関する取扱い方針第2(2)の許可又は起業の認可をすべき船舶の数を現在の許可数である24隻へ改正するものでございます。

最後に、参考として5ページから9ページに改正後の取扱い方針を、10ページに関係法令の抜粋を、11ページ以降に漁業に関する協定の抜粋と第3条第5項の規定に基づくきすこぎさし網漁業及びきす流網漁業の操業区域を載せております。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

会長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

委員（山本）

三重県の船の許可数を愛知県で決めるということですか。

水産課（荒川）	はい、漁業に関する協定ではお互いの海域にそれぞれの県の漁業許可をしないようにという取り決めがございましたが、当初愛知県海域で操業している三重県のさし網漁業者がございましたので、その実態を考慮して愛知県の方で許可をしているということがございます。
委員（山本）	はい、わかりました。
会長（山下）	他にございませんか。いいですか。 それではほかに質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
会長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
会長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「いわし船びき網漁業等の許可等に関する取扱方針の一部改正について」は原案とおりに適当と認めることとします。 次に、第2号議案の「いわし船びき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」ですが、その前に事務局から連絡があるとのことで、よろしくお願ひします。
事務局（鈴木）	ただいま御審議いただきました第1号議案の御承認を受けまし

て、第2号議案の諮問文を配布いたしますので、資料1ページの差し替えをお願いします。

会長（山下）

それでは、水産課から説明をお願いします。

水産課（荒川）

第2号議案「いわし船びき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」を御説明いたします。

先ほどお配りした諮問文を御覧ください。朗読いたします。

「諮問文朗読」

漁業許可をしようとするときは、当該漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を海区漁業調整委員会の意見を聴いて公示しなければなりません。

先ほども御審議いただきましたいわし船びき網漁業と、漁業に関する協定に基づく愛知県海域における三重県漁業者のさし網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問するものでございます。

資料2ページ、別紙を御覧ください。

表の左の欄に漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を記載しております。

真ん中の欄、制限措置の内容及びつきましては、(1)漁業種類はいわし船びき網漁業、(2)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、こちらにつきましては先ほど御承認いただいた許可方針と同じ173隻としております。

以降の制限措置につきましては、現行の許可方針から変更はございませんが、御説明させていただきます。

(3)船舶総トン数は15トン未満であって許可証に記載された総トン数、(4)推進機関の馬力数は制限措置は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数となっております。

(5)操業区域は、ア渥美外海、イ伊勢湾及び三河湾のうち次の(ア)から(カ)の各点を順次結んだ直線及び(キ)から(ケ)の各点を順次結んだ直線並びに陸岸によって囲まれた海域。ただし、最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域を除く。

以下、(ア)から(ケ)の点については省略させていただきます。

(6)漁業時期は、伊勢湾及び三河湾にあつては5月1日から翌年2月末日まで、渥美外海にあつては1月1日から12月31日まで、(7)漁業を営む者の資格は、ア県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者。イ県漁業調整規則第4条第1項第3号に規定するしらす機船船びき網漁業の許可又は起業の認可を有する者又は有する見込みのある者としております。

表の右の欄、申請すべき期間につきましては、県漁業調整規則第11条第2項で、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに定めると規定されており、今回は令和6年3月8日金曜日午前8時45分から令和6年4月8日月曜日午後5時30分までの1か月としております。

次に資料3ページを御覧ください。漁業に関する協定に基づく愛知県海域における三重県漁業者のさし網漁業につきまして御説明します。

真ん中の欄、制限措置の内容につきまして、(1)漁業種類はきすこぎさし網漁業、きす流網漁業、(2)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、こちらにつきましては先ほど御承認いただいた許可方針と同じ24隻としております。

以降は現行の許可方針から変更はございませんが、御説明させていただきます。(3)船舶総トン数は制限措置は定めず許可証に記載された総トン数、(4)推進機関の馬力数は制限措置は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数となっております。

(5)操業区域は、渥美外海のうち次の点を順次結んだ直線によって囲まれた海域、以下、アからサの点については省略させていただきます。

	<p>きます。</p> <p>(6)漁業時期は1月1日から12月31日まで、(7)漁業を営む者の資格は、三重県鳥羽市答志町、和具浦の地区を除く、に住所を有し、当該漁業の許可を有する者としております。</p> <p>表の右の欄、申請すべき期間につきましては、令和6年2月22日木曜日午前8時45分から令和6年3月22日金曜日午後5時30分までの1か月としております。</p> <p>最後に、参考として4から7ページに申請を受けるにあたり県web ページ上で公開される公示文の案を、8ページに関係する県漁業調整規則の抜粋を載せております。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長 (山下)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
	<p>質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
<p>委員 (多数)</p>	<p>(異 議 無 し)</p>
<p>会長 (山下)</p>	<p>異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。</p>
<p>委員 (全員)</p>	<p>(挙 手 全 員)</p>
<p>会長 (山下)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「いわし船びき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p>

水産課（荒木）

次に、第3号議案の「くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について」水産課から説明をお願いします。

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について、説明させていただきます。

知事管理漁獲可能量の設定にあたっては、漁業法に基づき、海区漁業調整委員会に意見を聞くこととなっておりますので、諮問させていただきます。

最初に、諮問文を朗読させていただきます。資料の1ページを御覧ください。

「諮問文朗読」

2ページの別紙を御覧ください。

令和6管理年度である令和6年4月1日から令和7年3月31日までの知事管理漁獲可能量は1のくろまぐろ小型魚では「愛知県くろまぐろ（小型魚）漁業」に0.1トン、2のくろまぐろ大型魚では「愛知県くろまぐろ（大型魚）漁業」に1.0トン、3のするめいかでは「愛知県するめいか漁業」に「現行水準」をそれぞれ設定しています。

するめいかの「現行水準」は、漁獲努力量を現状以下に抑えることにより、現行以上に漁獲量を増加させない管理を行うものになります。

3ページを御覧ください。こちらはくろまぐろ小型魚について、国から都道府県へ示された配分量です。

本県への配分は4ページを御覧ください。本県に0.1トンが配分されております。

続いて、5ページ右下にあります、くろまぐろ大型魚の本県への

配分は、6 ページを御覧ください。本県に 1.0 トンが配分されております。

本県へのくろまぐろの配分は、令和 5 管理年度と同様に混獲管理用の最少数量となっておりますので、先ほどお示ししたとおり、本県の漁業にそれぞれの数量を配分しています。

続いて、9 ページを御覧ください。こちらはするめいかについて、国から都道府県へ示された配分量です。本県への配分は、10 ページを御覧ください。本県に現行水準が配分されております。

するめいかの漁獲量は本県の全国シェアが小さいことや漁獲努力量による管理でこれまで支障なく資源管理ができていることから、令和 5 管理年度と同様に国から「現行水準」が配分されておりますので、先ほどお示ししたとおり、本県の漁業に「現行水準」を設定しています。

なお、12 ページは参考として漁業法条文の抜粋を載せております。

内容は、以上のとおりですが、今後、貴委員会の御承認をいただいた後は、漁業法第 16 条第 3 項に基づき、水産庁へ承認申請をすることになります。

また、水産庁の承認後は、県公報での告示となりますが、その際、趣旨に影響のない文言の修正等、軽微な変更は、県法規担当との協議結果に従う、との御了解を合わせてお願いいたしまして、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

会長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

委員（鈴木輝明）

ちょっと質問よろしいですか。

今の 7 ページの大臣管理漁獲可能量で、漁獲量の総量の管理を行う区分と漁獲割当てによる管理を行う区分と二つに分かれているが、これはどういう意味ですか。

水産課（荒木）	漁獲量の総量の管理を行うというものに関しては名前通り総量を管理する所謂 TAC という区分のものになります。一方で、漁獲割当てによる管理を行うというものは各漁船に割当てを行う IQ 管理という区分になります。それで分かれています。
委員（鈴木輝明）	これは併用でやっていくということですか。
水産課（荒木）	そうです。大臣管理に関しては TAC 管理で行う部分と IQ 管理で行う漁船もあるということになります。
委員（鈴木輝明）	ダブらないの。
水産課（荒木）	ダブらない形になっています。
会長（山下）	ほかにいいですか。 質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異議無し）
会長（山下）	異議無しの声がありましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙手全員）
会長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量について」は原案どおり適当と認めることといたします。

次に、第4号議案の「角建網漁業、つぼ網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。

事務局（黒田）

第4号議案「角建網漁業、つぼ網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示」を御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

こちらが現在発動中の委員会指示でございます。

本県の角建網漁業やつぼ網漁業等の漁具を定置して行う漁業は、稚魚の生息場でもある沿岸域で営まれています。このような海域で細かな目合いの漁具を用いた場合、稚魚の混獲が危惧されることから当該指示を発動しており、今後も継続してまいりたいと考えております。

次に1ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。内容につきましては、現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで1年間更新するものです。それでは指示案を朗読します。

「指 示 文 朗 読」

本案が御承認いただければ、指示案にもありますとおり、公報登載日は3月26日を予定しております。

なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいります。内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいります。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

会長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

	<p>質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	（異議無し）
会長（山下）	<p>異議無しの声がありましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。</p>
委員（全員）	（挙手全員）
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「角建網漁業、つば網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p> <p>以上で本日子定の議題はすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして第21回委員会を終了します。</p> <p>委員の皆様方、お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">委 員</p> <p style="text-align: center;">委 員</p>